

募集

大津町振興総合計画策定審議会委員を募集します

●申し込み問い合わせ 役場総合政策課 企画政策係 ☎096(293)3118

- 町**では、令和4年度から4年間のまちづくりの基本的な施策を示した第6次大津町振興総合計画後期基本計画の策定を予定しています。計画の策定について町民の皆さんに住民の視点からの率直な意見を聞くために、振興総合計画策定審議会の公募委員を募集します。
- 対象者 町内に在住か在勤の18歳以上の人
 - 募集人員 2人程度 (募集多数の場合は選考)
 - 期間 2年間 (計画策定が完了するまで)
 - 内容 振興総合計画の策定に対し、意見や提案を行う
 - 会議 年7回程度 平日の日に会議を開催
 - 報酬など 規定の報酬・費用弁償を支給
 - 申込期限 4月20日(火)
 - 申込方法 住所、氏名、年齢と連絡先、応募理由などを簡単に記入して提出してください(様式自由)
 - メールアドレス sougou@town.ozu.kumamoto.jp

コロナ

傷病手当の支給対象期間が延長

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

- 新**型コロナウイルス感染症に感染し、療養し給与などの全部または一部を受け取ることができなくなった人に「傷病手当金」を支給します。
- 対象者(次の要件をすべて満たす人)
 - ・国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため会社などを休み、給与収入が減少した人
 - ・労務に服することができない期間が3日間連続し、4日目以降も労務に服することができず、4日目以降の日が令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間にある人
 - 支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入合計額} \times \frac{2}{3} \times \text{日数}}{\text{労務日数で除した金額}}$$
 - 適用期間 令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間
 - 支給を受けるには 申請が必要です。必ず事前に電話で問い合わせてください。

農業

令和3年度農作業安全講座(大型特殊・けん引)

●問い合わせ 県北広域本部 農業普及・振興課 ☎0968(25)4201

- 県**内に居住する農業者を対象に、農作業安全講座が開催されます。詳しい内容は問い合わせください。
- 対象 次のいずれかに該当する人
 - ①県内に居住する専業農家(二戸一法人の農業生産法人を含む)
 - ②第一種兼業農家の内、年間150日以上自営農業に従事し、大型特殊車両の農業機械を有する人・利用する人(予定も含む)
 - ③県内に居住する県内の農業生産組織が農業生産法人の構成員、従業員、オペレーターであり、大型特殊車両の農業機械を運転・操作する業務を担う人
 - 内容
 - ・講義などによる農作業安全啓発
 - ・運転操作と路上走行練習
 - ・大型特殊やけん引(農耕車限定)運転免許の試験
 - 申込期間 4月9日(金)～30日(金)
 - 定員 大型特殊免許 各日程30人程度
けん引免許 各日程24人程度
 - 提出先 ※申込多数の場合は抽選となります。
県北広域本部 農業普及・振興課 (菊池市限府1272-110)

後期高齢者医療制度保険料 保険料の軽減割合の一部が変わります

■問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

後期高齢者医療制度の保険料の軽減内容の見直しが行われました。被保険者が納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



●対象者

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人(町に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

●保険料の計算方法

保険料(年額)は、被保険者の均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

$$\text{年額保険料 (上限64万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人当たり) 50,600円} + \text{所得割額 (基礎控除(43万円)後の総所得金額等} \times \text{所得割率9.95\%}$$

●保険料の軽減

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減率が見直されます。

■保険料均等割額の軽減(軽減割合の一部が変更になります)

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)を超えない世帯	7割	15,180円
43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)を超えない世帯	5割	25,300円
43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数-1)を超えない世帯	2割	40,480円

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が110万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。

※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

保険料の計算例(年額) 単身世帯で本人の収入が年金196万円の場合

均等割額	5割軽減該当	所得割額
年金収入196万円 - 年金控除額110万円 = 基準額71万円	高齢者特別控除(年金収入にかかる控除)15万円	年金収入196万円 - 年金控除額110万円 = 基準額86万円
軽減前均等割額50,600円 × 軽減割合5割 = 均等割額25,300円		基準額86万円 - 基礎控除額43万円 × 所得割率9.95% = 所得割額42,785円
1年間の保険料 均等割額25,300円 + 所得割額42,785円 = 保険料額68,000円 (100円未満切り捨て)		